

小倉校区コミュニティ協議会会則

【名称】

第1条 本会は、小倉校区コミュニティ協議会と称する。事務局を枚方市立小倉小学校内に置く。ただし、連絡先は本会会长宅とする。

【目的】

第2条 本会は、校区コミュニティ活動を通じて、住みよい町づくりを積極的に推進することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活環境の浄化保全、美観の維持等に関すること。
- (2) 社会福祉の充実増進、健康管理に関すること。
- (3) 文化と生涯学習に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 小倉夏のフェスティバル、スポーツ、レクリエーションに関すること。
- (6) 広報・啓発活動（機関紙・会報）に関すること。
- (7) 緑化推進（維持）に関すること。
- (8) その他、地域コミュニティに関すること。

【組織】

第4条 本会を運営するため、次条第1項の役員及び別表1に掲げる団体で構成し、自治連合会及び表2に掲げる専門委員会を置く。

【役員】

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
書記	1名
会計	1名
幹事	9名
相談役	2名
会計監査	2名

- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 3 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員の選出】

第6条 会長は、校区自治連合会長の職にあるものをもって充てる。

- 2 副会長は、自治連合会及び専門委員会の互選によりそれぞれ1名を選出する。
- 3 書記、会計及び会計監査は会長が指名する。

- 4 相談役は、コミュニティの諸活動を共有できる校区内居住者で会長が指名する。
- 5 幹事は、各委員会委員長の職にあるものをもって充てる。ただし、第2項により副会長に選出された委員会委員長は除く。
- 6 役員は、年初総会において承認を得るものとする。

【役員の任務】

第7条 役員は、本会の目的を達成するため、次の任務を司る。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会務を代行する。
- (3) 書記は、本会の事務・記録一切を分担する。
- (4) 会計は、本会の経理一切を分担する。
- (5) 幹事は、役員会の指示により、本会の業務を分担する。
- (6) 相談役は、活動全般にわたり役員会の相談に応じる。
- (7) 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

【会議】

第8条 本会の会議は、総会、役員会、幹事会及び各団体代表者会議とする。

- 2 総会は、年1回会長が招集し、次の事項を議決する。また、必要に応じて会長は臨時に総会を招集することができる。
 - (1) 事業計画・予算・決算に関すること。
 - (2) 役員の承認に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) その他、事業遂行に必要な事項に関すること。
- 3 総会の構成は別表第1に掲げる団体とし、各団体の代表者を含む3名の出席とする。
- 4 役員会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画・予算・決算に関すること。
 - (2) コミュニティ活動に関すること。
 - (3) 本会会則の改廃に関すること。
 - (4) 市補助金の交付申請に関すること。
 - (5) 各種団体との連絡調整に関すること。
- 5 幹事会は、役員及び各自治会長に幹事・相談役をもって構成し、必要的都度会長が招集し、本会の運営及び企画執行等について審議する。
- 6 各団体代表者会議は、総会に次ぐ決議機関とし、別表第1に掲げる団体の代表者をもって構成し、原則毎週第一金曜日に開催し、各団体の連絡調整に関するを行う。
- 7 各専門委員会は、それぞれの構成団体で構成し、委員長が必要に応じて事業遂行に必要な事項を審議する。

【経費】

第10条 本会に必要な経費は、市補助金、寄付金及び各自治会からの分担金等の収入金をもって充てる。

【会計年度】

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成5年5月29日から施行する。(一部改訂)

附 則

- 1 この会則は、平成13年5月20日から施行する。(一部改訂)

附 則

- 1 この会則は、平成15年5月25日から施行する。(一部改訂)

附 則

- 1 この会則は、平成18年5月26日から施行する。(一部改訂)

附 則

- 1 この会則は、平成19年5月26日から施行する。(一部改訂)

附 則

- 1 この会則は、平成29年5月13日から施行する。(一部改訂)

別表1（第4条関係）

No.	団体名
1	各自治会
2	民生児童委員
3	主任児童委員
4	防犯協議会小倉支部
5	交通対策協議会小倉支部
6	青少年育成指導員会
7	体育指導委員会
8	子ども会運営委員会
9	校区老人会
10	消防団
11	小倉小学校、枚方第一中学校、渚西中学校
12	小倉小学校 P T A、枚方第一中学校 P T A、渚西中学校 P T A
13	日赤連合分団
14	日赤婦人部
15	明るい選挙推進協議会
16	ごみ減量推進委員
17	自主防災会
18	更生保護女性会
19	広報委員会

別表2（第4条関係）

No.	専門委員会名
1	広報委員会
2	福祉委員会
3	青少年委員会
4	交通委員会
5	防犯委員会
6	スポーツ委員会
7	防災委員会
8	環境委員会
9	日赤委員会
10	地域委員会